

●補助の対象経費

補助対象経費	内 容	補助率等
報償費	講師、専門家、アドバイザーなどへの謝礼 (事業実施主体構成員への謝礼を除く)	補助率 10分の10以内 補助金の限度額 100千円 ※ 補助対象外となる経費 ・ 交付決定前の応募等に要した経費 ・ 経常的な経費(団体運営に係る事務所等賃借料、光熱水費、電話料、人件費等) ・ 団体の構成員同士による会合の飲食費
旅 費	講師等の旅費、事業活動に必要な交通費	
消耗品費	各種資材(食材、苗など)、教材、サンプル代、事業活動に必要な事務用品	
印刷製本費	資料・パンフレット・アンケート・看板等作成費 (有償配布する成果品等の製作費を除く)	
役務費	通信費、郵便代、保険料、作業工賃等	
使用料・賃借料	事業実施に必要な会場・施設の使用料、機械・備品の賃借料、バス借上料等	
その他	上記以外で、特に必要と認められる経費	

※ 領収書、積算証明書などの支出内容を明確に証することができる書類により、その支出が確認できるものに限りします。

●提案事業の要件

次の要件をすべて満たす事業とします。

1	営利を目的としない事業であること
2	国、県及び他の地方公共団体等から補助または委託を受けない事業であること
3	政治活動または宗教活動を目的とした事業でないこと
4	すでに実施している事業でないこと

●採択の選考基準

※ 内容抜粋

項 目	内 容
目標・効果	他の地域での実施が期待できるモデル性を持っていること
創造性	新たなアイデアや先進的な取組みが含まれていること
協働性	地域の農林漁業者や住民との連携が図られていること

●事業の流れ

※ 事業が採択された場合

